

## 平成 31 年度税制改正の大綱

〔平成 30 年 12 月 21 日〕  
閣 議 決 定

### 第一 平成 31 年度税制改正の基本的考え方

#### 1 消費税率の引上げに伴う対応等

##### (1) 需要変動の平準化に向けた取組み

平成 31 年 10 月の消費税率引上げに当たっては、平成 26 年 4 月の引上げの経験を活かし、経済に影響を及ぼさないよう、万全を期す。

##### ③ 自動車に係る措置

消費税率 10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

具体的には、平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)について、小型自動車を中心に全ての区分において、自動車税の税率を引き下げる。

恒久減税による地方税の減収については、まずはエコカー減税の見直しやグリーン化特例の重点化、環境性能割の基準見直しにより財源を確保し、なお生じる財源不足額についてはその全額を国費で補てんすることにより、それに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に自家用乗用車(登録車及び軽自動車)を取得した場合、環境性能割の税率を 1%分軽減する。なお、この措置による地方税の減収については、全額国費で補てんする。

### 3 車体課税

自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、熾烈なグローバル競争下にあるとともに、電動化・IoT化、自動運転等の技術革新、シェアライド等の使用形態の変化等、大きな変革期を迎えている。このような環境の下で、国内自動車市場の活性化を引き続き図っていくために、自動車ユーザーの車体課税に係る負担を軽減し、自動車を購入・保有しやすい環境を作るべきとの要請がある。

その一方で、車体課税の多くは地方財源であり、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること等を考慮すれば、地方の安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮することが必要である。

これら双方の観点に十分配慮しつつ、平成 29 年度与党税制改正大綱等における車体課税の見直しに係る基本的考え方に沿って検討を行った結果、車体課税について、以下のような大幅な見直しを行う。税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。

- (1) 消費税率 10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

具体的には、平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)について、小型自動車を中心に全ての区分において、自動車税の税率を引き下げる。〔再掲〕

軽自動車税の税率については、変更しない。

- (2) 恒久減税による地方税の減収については、まずはエコカー減税の見直しやグリーン化特例の重点化、環境性能割の基準見直しにより財源を確保し、なお生じる財源不足額についてはその全額を国費で補てんすることにより、それに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

具体的には、以下のように対応する。

- ① 平成 31 年 10 月 1 日に導入される環境性能割については、税制抜本改革

に係る地方税法等改正法の一部改正法附則の規定に基づき、その環境インセンティブ機能を強化する観点から、自家用乗用車（登録車）に係る税率の適用区分を見直す。

- ② 自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割が自動車税及び軽自動車税に導入されることを契機に、その適用対象を電気自動車等に限定する。

なお、消費税率引上げに配慮し、平成 33 年 4 月 1 日以後に新車新規登録又は最初の新規検査を受けた自家用乗用車（登録車及び軽自動車）から適用する。

- ③ 自動車重量税のエコカー減税については、その政策インセンティブ機能を強化する観点から、軽減割合等の見直しを行うとともに、2 回目車検時の免税対象について電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車等に重点化を図る。

今後、エコカー減税の適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

また、次のエコカー減税等の適用期限到来に向けて、クリーンディーゼル車について、普及の状況や政策的支援の必要性等を総合的に勘案して、エコカー減税制度等における扱いを引き続き検討し、結論を得る。

- ④ 自動車取得税のエコカー減税については、その環境インセンティブ機能を強化する観点から、軽減割合等の見直しを行う。

- ⑤ 今般の改正が、消費税率 10% への引上げや前述の自動車産業をとりまく環境変化に対応するため、税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しの最終的な結論であることを踏まえ、異例の措置として、

イ ③の自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収額のうち国の一般会計分の増収の全額を、譲与割合を段階的に引き上げることにより、⑥の都道府県自動車重量譲与税制度の財源の一部として活用する。

ロ ①から④までの措置を講じてもなお累積で不足する地方税財源について、国費によりその全額を補てんすることとする。

具体的には、平成 46 年度と平成 47 年度において自動車重量税の譲与割

合を変更し、⑥の都道府県自動車重量譲与税制度の財源の一部として活用するとともに、平成 46 年度から、揮発油税の税率を引き下げた上で地方揮発油税の税率をその同率分引き上げる。

上記の地方税財源の補てんに際して国において必要となる財源については、今後の歳出・歳入にわたる努力により確保を図る。

- ⑥ 自動車重量税の一部を都道府県に対して譲与する都道府県自動車重量譲与税制度を新たに創設する。

自動車税の引下げに伴う地方税財源の確保のために都道府県自動車重量譲与税制度を創設することを踏まえ、その譲与基準は自家用乗用車（登録車）の保有台数とする。

- ⑦ ⑤の揮発油税と地方揮発油税の税率調整に伴い、地方揮発油譲与税を増額する。

自動車税の引下げに伴う地方税財源の確保のために地方揮発油譲与税を増額することを踏まえ、増額分の地方揮発油譲与税は都道府県に譲与することとし、その譲与基準は自家用乗用車（登録車）の保有台数とする。

- ⑧ 上記の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割に係る市町村交付金の交付割合を見直す。

- (3) 自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を 1% 分軽減する。なお、この措置による地方税の減収については、全額国費で補てんする。〔再掲〕

## 第二 平成31年度税制改正の具体的内容

### 四 消費課税

#### 1 車体課税等の見直し

##### (国 税)

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置(いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」)について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年間延長する。

##### ① 乗用自動車

イ 現行、税率を75%軽減する自動車に係る軽減割合を50%とし、税率を50%軽減する自動車に係る軽減割合を25%とする。

ロ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税額を免除する措置の対象となる揮発油自動車及び石油ガス自動車は、平成32年度燃費基準値より90%以上燃費性能の良い自動車とする。

##### ② バス・トラック(車両総重量が2.5トン以下のもの)

新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税額を免除する措置の対象となる自動車の範囲から、揮発油自動車を除外する。

##### ③ バス・トラック(車両総重量が2.5トンを超えるもの)

イ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、現行、税率を25%軽減する自動車を除外する。

ロ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税額を免除する措置の対象となる自動車の範囲から、揮発油自動車及び軽油自動車を除外する。

- (2) 揮発油税及び地方揮発油税の税率(1kℓ当たり)を次のとおりとする。

	現行	改正案
揮発油税	48,600円 (本則税率:24,300円)	48,300円 (本則税率:24,000円)
地方揮発油税	5,200円 (本則税率:4,400円)	5,500円 (本則税率:4,700円)

(注) 上記の改正は、平成46年4月1日から施行する。

- (3) その他所要の措置を講ずる。

##### (地方税)

##### <自動車取得税>

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(新車に限る。)の取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置(いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」)について、次の見直しを行った上、その適用期限を6月延長する。
- ① 現行、税率を80%軽減する乗用車及び税率を60%軽減する乗用車に係る軽減割合を50%とし、税率を40%軽減する乗用車に係る軽減割合を25%とする。
- ② 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、現行、税率を25%軽減するバス・トラックを除外する。
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(新車を除く。)の取得に対して課する自動車取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を6月延長する。
- (3) その他所要の措置を講ずる。

<自動車税環境性能割>

- (4) 平成31年10月1日に導入される環境性能割について、次の見直しを行う。
- ① 環境性能に応じた非課税又は1%若しくは2%の税率(営業用自動車にあつては、非課税又は0.5%若しくは1%の税率)の適用区分について、次の見直しを行う。

イ 天然ガス自動車(車両総重量が3.5トン以下のもの)

平成30年排出ガス規制に適合するものを非課税の適用を受ける区分に加える。

ロ 乗用車

(イ) 自家用乗用車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

	現行	改正案
非課税	平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの
1%	平成32年度燃費基準値を満たすもの	平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの
2%	平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値を満たすもの

(ロ) ガソリン自動車で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を、非課税又は1%若しくは2%の税率の適用を受ける区分を加える。

(注) 平成17年度排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準

値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(ハ) 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車をいう。)で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成17年度排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を、非課税又は1%若しくは2%の税率の適用を受ける区分を加える。

(注) ガソリン自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(ニ) 軽油自動車で平成30年排出ガス規制に適合するものを非課税の適用を受ける区分に加える。

ハ バス・トラック(車両総重量が2.5t以下のもの)

ガソリン自動車で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を、非課税又は1%若しくは2%の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

ニ バス・トラック(車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの)

(イ) ガソリン自動車で次に掲げるものを、非課税又は1%若しくは2%の税率の適用を受ける区分に加える。

a 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車

b 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車

(注) 上記aについては、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすもの限り、上記bについては、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(ロ) 軽油自動車で平成30年排出ガス規制に適合する自動車を、非課税又

は1 %若しくは2%の税率の適用を受ける区分に加える。

(注)平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

② 市町村交付金の交付割合を、次のとおりとする。

現行	100分の65
平成31年度から平成33年度まで	100分の47
平成34年度以降	100分の43

(注)上記の「現行」とは、環境性能割導入以後に適用することとされている交付割合に関する規定である。

(5) 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、次のとおり税率1%分を軽減する特例措置を講ずる。

また、この措置による減収については、全額国費で補填する。

本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率等
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

(6) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税種別割〉

(7) 自家用乗用車（三輪の小型自動車を除く。）に係る種別割の税率を次のとおりとし、平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けたものから適用する。

(総排気量)	現行	改正案
1,000cc以下	29,500円	25,000円
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円
4,000cc超4,500cc以下	76,500円	75,500円
4,500cc超6,000cc以下	88,000円	87,000円
6,000cc超	111,000円	110,000円

(8) 自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化特例」）について、次の措置を講ずる。

① 自家用乗用車

イ 自動車税のグリーン化特例（軽課）

平成 33 年度及び平成 34 年度に新車新規登録を受けた自動車について、現行対象としている自動車のうち電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び軽油自動車に限った特例措置（税率を概ね 100 分の 75 軽減する措置）を、当該登録の翌年度に講ずる。その上で、平成 31 年度及び平成 32 年度に新車新規登録を受けた自動車については、平成 30 年度に新車新規登録を受けた自動車に係る自動車税において講じられている措置と同様の措置を適用する。

ロ 自動車税のグリーン化特例（重課）

平成 31 年度及び平成 32 年度において、現行と同様の措置を講ずる。

② ①以外の自動車

現行のグリーン化特例（軽課）及びグリーン化特例（重課）の適用期限を2年延長する。

(9) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税環境性能割〉

(10) 平成 31 年 10 月 1 日に導入される環境性能割の環境性能に応じた非課税又は 1%若しくは 2%の税率（営業用自動車にあつては、非課税又は 0.5%若しくは 1%の税率。自家用軽自動車に係る特例措置による 2%の税率を除く。）の適用区分について、次の見直しを行う。

① 天然ガス軽自動車

平成 30 年排出ガス規制に適合するものを非課税の適用を受ける区分に加える。

② 乗用車及びトラック（車両総重量が 2.5t 以下のもの）

ガソリン軽自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車を、非課税又は 1%若しくは 2%の税率の適用を受ける区分に加える。

(注)平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

- (11) 平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、次のとおり税率 1% 分を軽減する特例措置を講ずる。

また、この措置による減収については、全額国費で補填する。

本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率等
1 %	非課税
2 %	1 %

- (12) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税種別割〉

- (13) 軽自動車税において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）について、次の措置を講ずる。

① 自家用乗用車

平成 33 年度及び平成 34 年度に新規取得した軽自動車について、現行対象としている軽自動車のうち電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限った特例措置（税率を概ね 100 分の 75 軽減する措置）を、当該取得の翌年度に講ずる。その上で、平成 31 年度及び平成 32 年度に新規取得した軽自動車については、平成 30 年度に新規取得した軽自動車に係る軽自動車税において講じられている措置と同様の措置を適用する。

② ①以外の軽自動車

現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長する。

- (14) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車重量譲与税〉

- (15) 自動車重量譲与税の自動車重量税の収入額に対する割合について、次のとおりとする。

期 間	本則の割合	当分の間の割合
現行	3 分の 1	1,000 分の 407
平成 31 年度から平成 33 年度まで	1,000 分の 348	1,000 分の 422
平成 34 年度から平成 45 年度まで	1,000 分の 357	1,000 分の 431
平成 46 年度	1,000 分の 401	1,000 分の 475
平成 47 年度以降	1,000 分の 416	1,000 分の 490

(16) 都道府県自動車重量譲与税制度を次のとおり創設する。

- ① 自動車重量税の収入額の一部を、都道府県に対して譲与する。
- ② 都道府県又は市町村に対する自動車重量譲与税の譲与割合は、次のと  
とする。

期 間	都道府県に対する譲与割合	市町村に対する譲与割合
平成 31 年度から平成 33 年度まで	348 分の 15 (422 分の 15)	348 分の 333 (422 分の 407)
平成 34 年度から平成 45 年度まで	357 分の 24 (431 分の 24)	357 分の 333 (431 分の 407)
平成 46 年度	401 分の 68 (475 分の 68)	401 分の 333 (475 分の 407)
平成 47 年度以降	416 分の 83 (490 分の 83)	416 分の 333 (490 分の 407)

(注) カッコ内の割合は、当分の間の譲与割合である。

- ③ 都道府県自動車重量譲与税は、自家用乗用車(登録車)の保有台数(自動車税(平成 31 年 10 月 1 日以後にあっては、自動車税種別割)の賦課期日時点における課税台数)で按分して譲与する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

(17) その他所要の措置を講ずる。

〈揮発油税・地方揮発油税〉

(18) 揮発油税及び地方揮発油税の税率(1ℓ当たり)を次のとおりとする。

[再掲](略)

〈地方揮発油譲与税〉

(19) 地方揮発油譲与税について、次の見直しを行う。

- ① 地方揮発油譲与税に、現行道路の延長及び面積を基準として都道府県及び市町村に対して譲与している分(現行譲与分)とは別に、新たに都道府県に対して譲与する分(新譲与分)を創設する。
- ② 都道府県に対する新譲与分の譲与割合は、1,000 分の 55 とする。
- ③ 都道府県に対する新譲与分は、自家用乗用車(登録車)の保有台数(自動車税種別割の賦課期日時点における課税台数)で按分して譲与する。

④ 新譲与分の創設に伴い、都道府県及び指定市に対する現行譲与分の譲与割合を1,000分の548(現行:100分の58)とし、市町村に対する現行譲与分の譲与割合を1,000分の397(現行:100分の42)とする。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

(注)上記の改正は、平成46年4月1日から施行する。

## 2 復興支援のための税制上の措置

(国 税)

[延長]

(1) 被災自動車等に係る自動車重量税の還付措置の適用期限を2年延長する。

(2) 被災自動車等の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長する。

(地方税)

[延長]

〈自動車取得税・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割〉

(1) 被災代替自動車等の取得に係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を6月延長する。また、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割について、自動車取得税と同様の非課税措置を平成31年10月1日から平成33年3月31日まで講ずる。

〈自動車税・軽自動車税〉

(2) 被災代替自動車等に係る自動車税及び軽自動車税の非課税措置の適用期限を次のとおり2年延長する。

① 平成31年度に被災代替自動車等として取得された自動車等については平成31年度分及び平成32年度分の、平成32年度に被災代替自動車等として取得された自動車等については平成32年度分及び平成33年度分の自動車税及び軽自動車税を非課税とする措置を講ずる。

## 3 租税特別措置等

(国 税)

[延長・拡充等]

(4) 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用対象に、一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するノンステップバス及びリフト付きバスを加える。

(地方税)

[延長・拡充等]

〈自動車取得税・自動車税環境性能割〉

- (1) 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するノンステップバス及びリフト付きバス（新車に限る。）を加えた上、その適用期限を6月延長する。また、自動車税環境性能割について、自動車取得税と同様の課税標準の特例措置を平成31年10月1日から平成33年3月31日まで講ずる。
- (2) 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を6月延長する。また、自動車税環境性能割について、自動車取得税と同様の非課税措置を平成31年10月1日から平成33年3月31日まで講ずる。
- (3) 車両安定性制御装置等を装備した自動車（新車に限る。）に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用期限を6月延長する。また、自動車税環境性能割について、自動車取得税と同様の課税標準の特例措置を、次の見直しを行った上、平成31年10月1日から平成33年3月31日まで講ずる。
  - ① 次に掲げる自動車で車両安定性制御装置（横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置をいう。②及び③において同じ。）、衝突被害軽減制動制御装置（衝突に対する安全性の向上を図るための装置をいう。①から③までにおいて同じ。）又は車線逸脱警報装置（車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置をいう。①、②及び④において同じ。）のうちいずれか2以上の装置（車両総重量が5t以下のバス等（専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）をいう。①から④までにおいて同じ。）にあっては、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置）を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車（新車に限る。）の取得が平成31年10月1日から平成31年10月31日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から525万円

を控除する。

イ 車両総重量が 12t以下のバス等

ロ 車両総重量が 3.5tを超え8t以下のトラック（トラクタ及びトレーラーを除く。②から④までにおいて同じ。）

② 次に掲げる自動車で車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置（車両総重量が5t以下のバス等にあつては、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置）を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車（新車に限る。）の取得が平成 31 年 10 月 1 日（イに掲げるバス等及び車両総重量が 3.5tを超え8t以下のトラックにあつては、平成 31 年 11 月 1 日）から平成 33 年 3 月 31 日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から 350 万円を控除する。

イ 車両総重量が 12t以下のバス等

ロ 車両総重量が 3.5tを超え 20t以下のトラック

③ 次に掲げる自動車で車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれか一方の装置（車両総重量が5t以下のバス等にあつては、衝突被害軽減制動制御装置）を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車（新車に限る。）の取得が平成 31 年 10 月 1 日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から 350 万円を控除する。

イ 車両総重量が 12t以下のバス等

ロ 車両総重量が 3.5tを超え8t以下のトラック

④ 次に掲げる自動車で車線逸脱警報装置を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車（新車に限る。）の取得が平成 31 年 10 月 1 日から平成 31 年 10 月 31 日（ハに掲げるトラックにあつては、平成 32 年 10 月 31 日）までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から 175 万円を控除する。

イ バス等

ロ 車両総重量が 3.5tを超え8t以下のトラック

ハ 車両総重量が 20tを超え 22t以下のトラック

(9) 道路運送車両法の改正による自動車検査証の電子化に伴い、自動車重量税の法定納期限の見直しを行う等の所要の措置を講ずる。

〈自動車取得税・自動車税・軽自動車税〉

(3) 道路運送車両法の改正による自動車検査証の電子化に伴い、所要の措置を講ずる。

# 車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

- トラック・バス・タクシーについては、「営自格差」を堅持するとともに、一部見直しを行った上で、エコカー減税・グリーン化特例を2年間延長。また、自動車税の環境性能割について、現行の内容を維持。
- 自家用乗用車については、地方財政に配慮しつつ、エコカー減税・グリーン化特例・環境性能割の見直しを行った上で、消費税率引上げ前後の需要を平準化するため、平成31年10月1日以降に新車新規登録を行う車両の自動車税の引下げを実施するとともに、平成31年10月1日より1年間の臨時の措置として、環境性能割を1%引下げる。

	重量車(トラック・バス)							乗用車(自家用・タクシー)・軽自動車									
エコカー減税 (自動車重量税・自動車取得税)	平成30年度		平成27年度燃費基準					電気自動車等 ※1	平成30年度		平成32年度燃費基準					電気自動車等 ※1	
			未達成	達成	+5%	+10%	+15%				達成	+10%	+20%	+30%	+40%		+50%
	自動車重量税		対象外	▲25%	▲50%	▲75%	免税※2		自動車重量税		▲25%	▲50%	▲75%	免税	免税※2		
	自動車取得税		非課税							自動車取得税		▲20%	▲40%	▲60%	▲80%	非課税	
グリーン化特例 (自動車税・軽自動車税)	平成31・32年度		平成27年度燃費基準					電気自動車等 ※1	平成31・32年度		平成32年度燃費基準					電気自動車等 ※1	
			未達成	達成	+5%	+10%	+15%				達成	+10%	+20%	+30%	+40%		+90%
	自動車重量税		対象外	▲50%	▲75%	免税	免税※2		自動車重量税		▲25%		▲50%	免税	免税※2		
	自動車取得税※3		非課税							自動車取得税※3		▲20%	▲25%	▲50%	非課税		
環境性能割 (自動車税・軽自動車税)	平成31・32年度		電気自動車等 ※1					平成31・32年度		平成32年度燃費基準					電気自動車等 ※1		
			現行制度のまま2年間延長									達成	+10%	+20%		+30%	
	重量車		▲75%							乗用車※4		対象外	▲50%		▲75%		
										軽自動車※4		対象外	▲25%	▲50%	▲75%		
・自動車取得税廃止後(平成31年10月1日)に、車両取得時に環境性能に応じて課税する環境性能割が導入される。													※4 自家用乗用車、軽自動車については、平成33年度以降は適用対象を電気自動車等に限定。				
平成31・32年度		平成27年度燃費基準					電気自動車等 ※1	平成31・32年度		平成27年度燃費基準					電気自動車等 ※1		
		未達成	達成	+5%	+10%			+5%	+10%	達成	+10%	+20%					
重量車(自家用)		3%	2%	1%	非課税		乗用車(自家用)※5		3%		2%	1%	非課税				
重量車(営業用)		2%	1%	0.5%	非課税		軽自動車(自家用)※5		2%		1%	非課税					
						乗用車(営業用)		2%		1%	0.5%	非課税					
						軽自動車(営業用)		2%		1%	0.5%	非課税					
※5 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した乗用車(自家用)、軽自動車(自家用)については、税率を1%分軽減。																	

## 令和2年度燃費基準値及び減税対象基準値

乗用車（ガソリン車）及び小型バス（乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下）

（単位：km/ℓ）

区 分	燃費基準値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +30%値	燃費基準 +40%値	燃費基準 +50%値	燃費基準 +90%値
1. 車両重量が 741kg 未満	24.6	27.1	29.6	32.0	34.5	36.9	46.8
2. 車両重量が 741kg 以上 856kg 未満	24.5	27.0	29.4	31.9	34.3	36.8	46.6
3. 車両重量が 856kg 以上 971kg 未満	23.7	26.1	28.5	30.9	33.2	35.6	45.1
4. 車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満	23.4	25.8	28.1	30.5	32.8	35.1	44.5
5. 車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満	21.8	24.0	26.2	28.4	30.6	32.7	41.5
6. 車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満	20.3	22.4	24.4	26.4	28.5	30.5	38.6
7. 車両重量が 1,311kg 以上 1,421kg 未満	19.0	20.9	22.8	24.7	26.6	28.5	36.1
8. 車両重量が 1,421kg 以上 1,531kg 未満	17.6	19.4	21.2	22.9	24.7	26.4	33.5
9. 車両重量が 1,531kg 以上 1,651kg 未満	16.5	18.2	19.8	21.5	23.1	24.8	31.4
10. 車両重量が 1,651kg 以上 1,761kg 未満	15.4	17.0	18.5	20.1	21.6	23.1	29.3
11. 車両重量が 1,761kg 以上 1,871kg 未満	14.4	15.9	17.3	18.8	20.2	21.6	27.4
12. 車両重量が 1,871kg 以上 1,991kg 未満	13.5	14.9	16.2	17.6	18.9	20.3	25.7
13. 車両重量が 1,991kg 以上 2,101kg 未満	12.7	14.0	15.3	16.6	17.8	19.1	24.2
14. 車両重量が 2,101kg 以上 2,271kg 未満	11.9	13.1	14.3	15.5	16.7	17.9	22.7
15. 車両重量が 2,271kg 以上	10.6	11.7	12.8	13.8	14.9	15.9	20.2

### 備考

- 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における自動車の重量をいう。
- 「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第9号に規定する積車状態における自動車の重量をいう。
- 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

## 乗用車（LPG車）

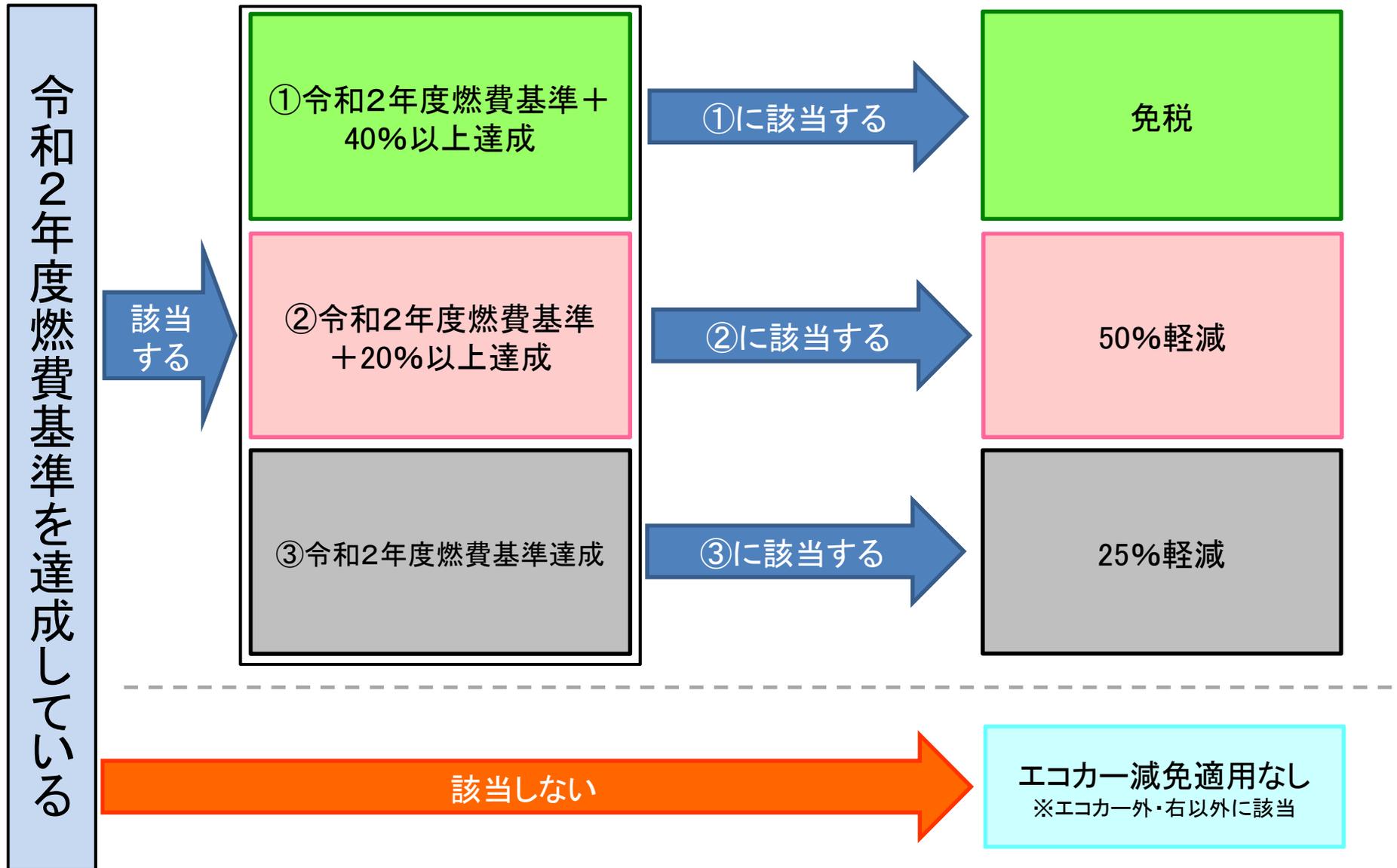
（単位：km/ℓ）

区 分	燃費基準値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +30%値	燃費基準 +40%値	燃費基準 +50%値	燃費基準 +90%値
1. 車両重量が 741kg 未満	19.2	21.2	23.1	25.0	27.0	28.8	36.6
2. 車両重量が 741kg 以上 856kg 未満	19.2	21.1	23.0	24.9	26.8	28.8	36.4
3. 車両重量が 856kg 以上 971kg 未満	18.5	20.4	22.3	24.2	25.9	27.8	35.2
4. 車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満	18.3	20.0	22.0	23.8	25.6	27.4	34.8
5. 車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満	17.1	18.8	20.5	22.2	23.9	25.6	32.4
6. 車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満	15.9	17.5	19.1	20.6	22.3	23.8	30.2
7. 車両重量が 1,311kg 以上 1,421kg 未満	14.9	16.4	17.8	19.3	20.8	22.3	28.2
8. 車両重量が 1,421kg 以上 1,531kg 未満	13.8	15.2	16.6	17.9	19.3	20.6	26.2
9. 車両重量が 1,531kg 以上 1,651kg 未満	12.9	14.2	15.5	16.8	18.1	19.4	24.6
10. 車両重量が 1,651kg 以上 1,761kg 未満	12.1	13.3	14.5	15.7	16.9	18.1	22.9
11. 車両重量が 1,761kg 以上 1,871kg 未満	11.3	12.5	13.5	14.7	15.8	16.9	21.4
12. 車両重量が 1,871kg 以上 1,991kg 未満	10.6	11.7	12.7	13.8	14.8	15.9	20.1
13. 車両重量が 1,991kg 以上 2,101kg 未満	10.0	11.0	12.0	13.0	13.9	14.9	18.9
14. 車両重量が 2,101kg 以上 2,271kg 未満	9.3	10.3	11.2	12.1	13.1	14.0	17.8
15. 車両重量が 2,271kg 以上	8.3	9.2	10.0	10.8	11.7	12.5	15.8

### 備考

- 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における自動車の重量をいう。
- 「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第9号に規定する積車状態における自動車の重量をいう。
- 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

○2019年5月1日から2021年4月30日までに乗用車の新車新規登録等を行う場合



# 2019年5月1日からの自動車重量税の税額表

## <新車新規登録等における自動車重量税の税額>

### 1. 乗用車

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	3年自家用				2年自家用				1年事業用			
	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)		エコカー外	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)		エコカー外	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)		エコカー外
		50%減	25%減			軽減なし	50%減			25%減	軽減なし	
0.5ト以下	免税	3,700	5,600	12,300	免税	2,500	3,700	8,200	免税	1,200	1,800	2,600
～1		7,500	11,200	24,600		5,000	7,500	16,400		2,500	3,700	5,200
～1.5		11,200	16,800	36,900		7,500	11,200	24,600		3,700	5,600	7,800
～2		15,000	22,500	49,200		10,000	15,000	32,800		5,000	7,500	10,400
～2.5		18,700	28,100	61,500		12,500	18,700	41,000		6,200	9,300	13,000
～3		22,500	33,700	73,800		15,000	22,500	49,200		7,500	11,200	15,600

### 2. 特種用途車

(表中の税額単位:円)

区分 車両総重量	2年自家用				1年自家用				2年事業用				1年事業用							
	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外		
		75%減	50%減	25%減		軽減なし	75%減	50%減		25%減	軽減なし	75%減			50%減	25%減	軽減なし		75%減	50%減
1ト以下	免税	1,200	2,500	3,700	8,200	免税	600	1,200	1,800	4,100	免税	1,200	2,500	3,700	5,200	免税	600	1,200	1,800	2,600
～2		2,500	5,000	7,500	16,400		1,200	2,500	3,700	8,200		2,500	5,000	7,500	10,400		1,200	2,500	3,700	5,200
～2.5		3,700	7,500	11,200	24,600		1,800	3,700	5,600	12,300		3,700	7,500	11,200	15,600		1,800	3,700	5,600	7,800
～3		3,700	7,500	11,200	24,600		1,800	3,700	5,600	12,300		3,700	7,500	11,200	15,600		1,800	3,700	5,600	7,800
～4		5,000	10,000	15,000	32,800		2,500	5,000	7,500	16,400		5,000	10,000	15,000	20,800		2,500	5,000	7,500	10,400
～5		6,200	12,500	18,700	41,000		3,100	6,200	9,300	20,500		6,200	12,500	18,700	26,000		3,100	6,200	9,300	13,000
～6		7,500	15,000	22,500	49,200		3,700	7,500	11,200	24,600		7,500	15,000	22,500	31,200		3,700	7,500	11,200	15,600
～7		8,700	17,500	26,200	57,400		4,300	8,700	13,100	28,700		8,700	17,500	26,200	36,400		4,300	8,700	13,100	18,200
～8		10,000	20,000	30,000	65,600		5,000	10,000	15,000	32,800		10,000	20,000	30,000	41,600		5,000	10,000	15,000	20,800
～9		11,200	22,500	33,700	73,800		5,600	11,200	16,800	36,900		11,200	22,500	33,700	46,800		5,600	11,200	16,800	23,400
～10		12,500	25,000	37,500	82,000		6,200	12,500	18,700	41,000		12,500	25,000	37,500	52,000		6,200	12,500	18,700	26,000
～11		13,700	27,500	41,200	90,200		6,800	13,700	20,600	45,100		13,700	27,500	41,200	57,200		6,800	13,700	20,600	28,600
～12		15,000	30,000	45,000	98,400		7,500	15,000	22,500	49,200		15,000	30,000	45,000	62,400		7,500	15,000	22,500	31,200
～13		16,200	32,500	48,700	106,600		8,100	16,200	24,300	53,300		16,200	32,500	48,700	67,600		8,100	16,200	24,300	33,800
～14		17,500	35,000	52,500	114,800		8,700	17,500	26,200	57,400		17,500	35,000	52,500	72,800		8,700	17,500	26,200	36,400
～15		18,700	37,500	56,200	123,000		9,300	18,700	28,100	61,500		18,700	37,500	56,200	78,000		9,300	18,700	28,100	39,000
～16		20,000	40,000	60,000	131,200		10,000	20,000	30,000	65,600		20,000	40,000	60,000	83,200		10,000	20,000	30,000	41,600
～17		21,200	42,500	63,700	139,400		10,600	21,200	31,800	69,700		21,200	42,500	63,700	88,400		10,600	21,200	31,800	44,200
～18		22,500	45,000	67,500	147,600		11,200	22,500	33,700	73,800		22,500	45,000	67,500	93,600		11,200	22,500	33,700	46,800
～19		23,700	47,500	71,200	155,800		11,800	23,700	35,600	77,900		23,700	47,500	71,200	98,800		11,800	23,700	35,600	49,400
～20		25,000	50,000	75,000	164,000		12,500	25,000	37,500	82,000		25,000	50,000	75,000	104,000		12,500	25,000	37,500	52,000
～21		26,200	52,500	78,700	172,200		13,100	26,200	39,300	86,100		26,200	52,500	78,700	109,200		13,100	26,200	39,300	54,600
～22		27,500	55,000	82,500	180,400		13,700	27,500	41,200	90,200		27,500	55,000	82,500	114,400		13,700	27,500	41,200	57,200
～23		28,700	57,500	86,200	188,600		14,300	28,700	43,100	94,300		28,700	57,500	86,200	119,600		14,300	28,700	43,100	59,800
～24		30,000	60,000	90,000	196,800		15,000	30,000	45,000	98,400		30,000	60,000	90,000	124,800		15,000	30,000	45,000	62,400
～25	31,200	62,500	93,700	205,000	15,600	31,200	46,800	102,500	31,200	62,500	93,700	130,000	15,600	31,200	46,800	65,000				

### 3. トラック(車両総重量8トン未満)

(表中の税額単位:円)

区分 車両総重量	2年自家用				2年事業用					
	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外	
		75%減	50%減	25%減		軽減なし	75%減	50%減		25%減
1ト以下	免税	1,200	2,500	3,700	6,600	免税	1,200	2,500	3,700	5,200
～2		2,500	5,000	7,500	13,200		2,500	5,000	7,500	10,400
～2.5		3,700	7,500	11,200	19,800		3,700	7,500	11,200	15,600
～3		3,700	7,500	11,200	24,600		3,700	7,500	11,200	15,600
～4		5,000	10,000	15,000	32,800		5,000	10,000	15,000	20,800
～5		6,200	12,500	18,700	41,000		6,200	12,500	18,700	26,000
～6		7,500	15,000	22,500	49,200		7,500	15,000	22,500	31,200
～7		8,700	17,500	26,200	57,400		8,700	17,500	26,200	36,400
～8	10,000	20,000	30,000	65,600	10,000	20,000	30,000	41,600		

# 2019年5月1日からの自動車重量税の税額表

## <新車新規登録等における自動車重量税の税額>

### 4. バス、トラック(トラックは車両総重量8トンから適用)

(表中の税額単位:円)

区分 車両 総重量	1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外 軽減なし	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外 軽減なし
		75%減	50%減	25%減			75%減	50%減	25%減	
1トン以下		600	1,200	1,800	4,100		600	1,200	1,800	2,600
～2		1,200	2,500	3,700	8,200		1,200	2,500	3,700	5,200
～2.5		1,800	3,700	5,600	12,300		1,800	3,700	5,600	7,800
～3		1,800	3,700	5,600	12,300		1,800	3,700	5,600	7,800
～4		2,500	5,000	7,500	16,400		2,500	5,000	7,500	10,400
～5		3,100	6,200	9,300	20,500		3,100	6,200	9,300	13,000
～6		3,700	7,500	11,200	24,600		3,700	7,500	11,200	15,600
～7		4,300	8,700	13,100	28,700		4,300	8,700	13,100	18,200
～8		5,000	10,000	15,000	32,800		5,000	10,000	15,000	20,800
～9		5,600	11,200	16,800	36,900		5,600	11,200	16,800	23,400
～10		6,200	12,500	18,700	41,000		6,200	12,500	18,700	26,000
～11		6,800	13,700	20,600	45,100		6,800	13,700	20,600	28,600
～12		7,500	15,000	22,500	49,200		7,500	15,000	22,500	31,200
～13		8,100	16,200	24,300	53,300		8,100	16,200	24,300	33,800
～14		8,700	17,500	26,200	57,400		8,700	17,500	26,200	36,400
～15	免税	9,300	18,700	28,100	61,500	免税	9,300	18,700	28,100	39,000
～16		10,000	20,000	30,000	65,600		10,000	20,000	30,000	41,600
～17		10,600	21,200	31,800	69,700		10,600	21,200	31,800	44,200
～18		11,200	22,500	33,700	73,800		11,200	22,500	33,700	46,800
～19		11,800	23,700	35,600	77,900		11,800	23,700	35,600	49,400
～20		12,500	25,000	37,500	82,000		12,500	25,000	37,500	52,000
～21		13,100	26,200	39,300	86,100		13,100	26,200	39,300	54,600
～22		13,700	27,500	41,200	90,200		13,700	27,500	41,200	57,200
～23		14,300	28,700	43,100	94,300		14,300	28,700	43,100	59,800
～24		15,000	30,000	45,000	98,400		15,000	30,000	45,000	62,400
～25		15,600	31,200	46,800	102,500		15,600	31,200	46,800	65,000
～26		16,200	32,500	48,700	106,600		16,200	32,500	48,700	67,600
～27		16,800	33,700	50,600	110,700		16,800	33,700	50,600	70,200
～28		17,500	35,000	52,500	114,800		17,500	35,000	52,500	72,800
～29		18,100	36,200	54,300	118,900		18,100	36,200	54,300	75,400
～30		18,700	37,500	56,200	123,000		18,700	37,500	56,200	78,000

### 5. 検査対象軽自動車(二輪を除く)

(表中の税額単位:円)

	3年自家用				2年自家用				2年事業用						
	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外 軽減なし	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外 軽減なし	エコカー	エコカー (本則税率から軽減)			エコカー外 軽減なし
		75%減	50%減	25%減			75%減	50%減	25%減			75%減	50%減	25%減	
	免税	1,800	3,700	5,600	9,900	免税	1,200	2,500	3,700	6,600	免税	1,200	2,500	3,700	5,200

### 6. 小型二輪車

(表中の税額単位:円)

	3年自家用	2年自家用	3年事業用
	5,700	3,800	4,500

エコカー減税対象外

### 7. 検査対象外軽自動車

(表中の税額単位:円)

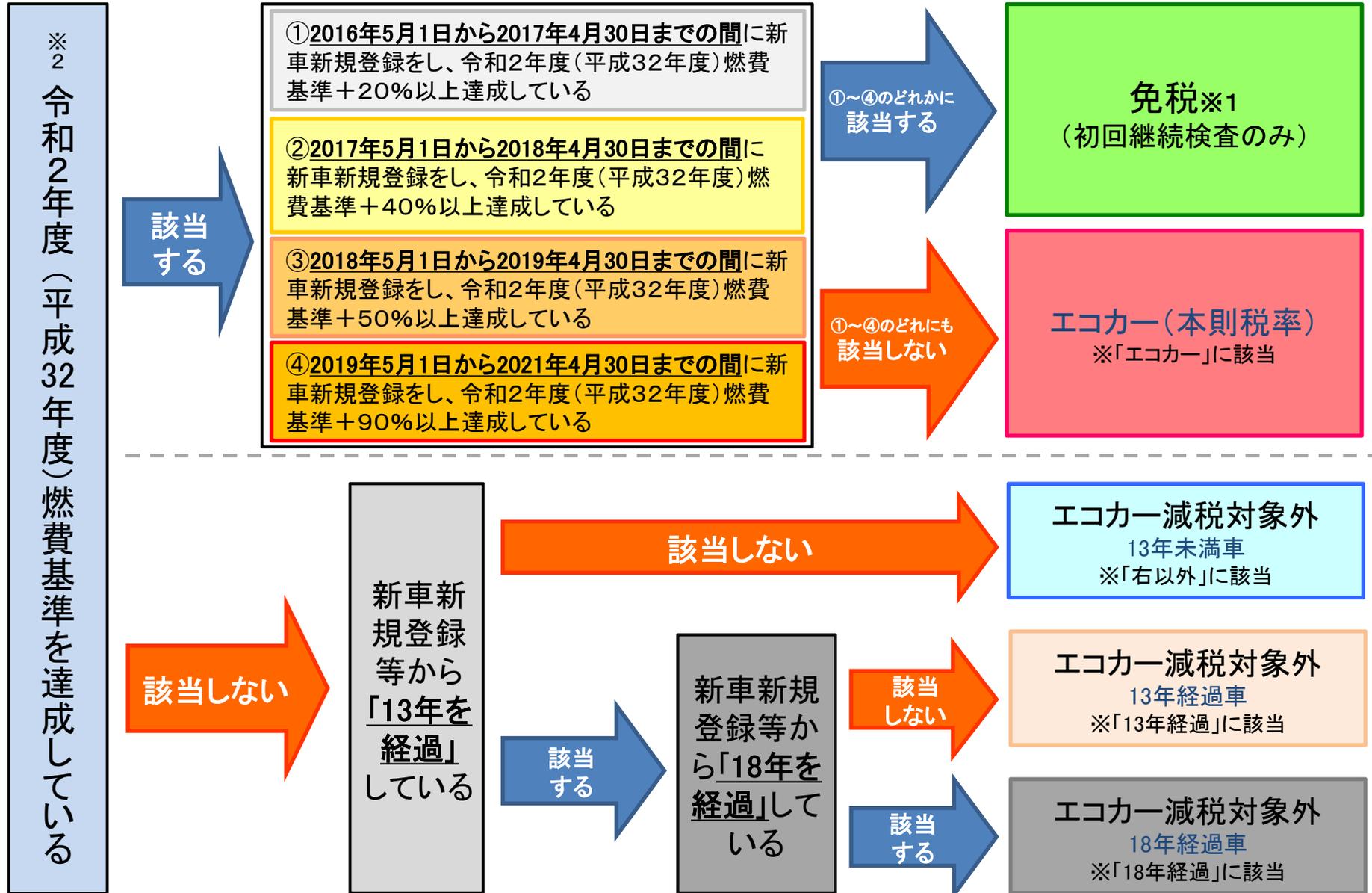
	二輪自家用	二輪事業用	その他自家用	その他事業用
	4,900	4,100	9,900	7,800

エコカー減税対象外

(注) 2回目以降の届出の際に「自動車重量税用軽自動車届出済証返納証明書」の提出がある場合は非課税

# 平成31年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方(フローチャート) その2

## ○2019年5月1日から2021年4月30日までに乗用車の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合



※1 新車新規登録時に免税だった車両でも、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過した場合、初回継続検査は本則税率の適用となります。

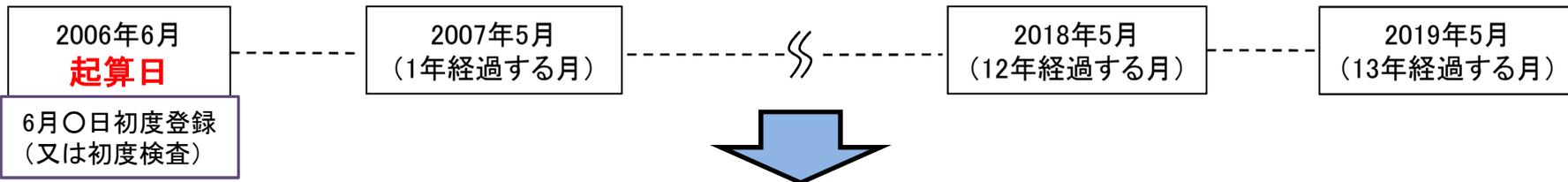
※2 平成22年度燃費基準50%達成車は、令和2年度(平成32年度)燃費基準達成車に読み替えができます。詳細は、中古車特例の概要をご覧ください。

## 新車新規登録等から13・18年経過する自動車の経過年数の考え方(参考)

### ① 登録自動車及び小型二輪車の場合

原則として、初度登録年月(小型二輪車の場合は初度検査年月)から12年11ヶ月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「**13年経過**」となります。(租税特別措置法:第九十条の十一の二、第九十条の十一の三)

#### 例: 2006年6月に初度登録(小型二輪車の場合は初度検査)を受けた自動車の場合

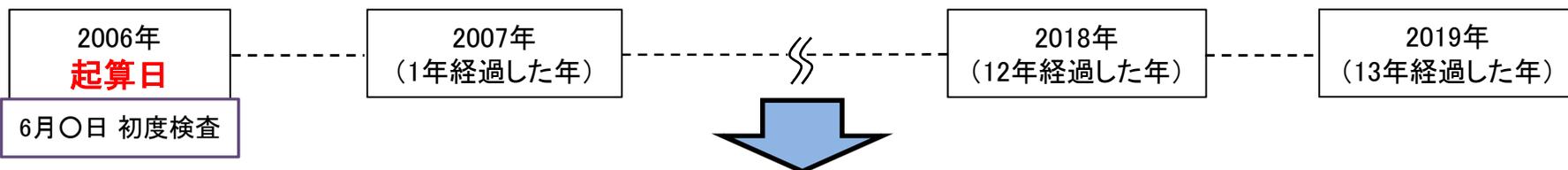


2006年6月に初度登録(又は初度検査)を受けた自動車の適用日は、2019年5月1日からです。初度登録(小型二輪車の場合は初度検査)の際に自動車検査証の交付を受けた「日」に関係なく、**当該交付年月から13年経過する月の1日以後に受ける検査**から適用されます。

### ② 検査対象軽自動車(二輪を除く)の場合

原則として、初度検査年から13年を経過した年の12月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「**13年経過**」となります。(租税特別措置法施行令:第五十一条の三)

#### 例: 2006年に初度検査を受けた自動車の場合



2006年に初度検査を受けた自動車の適用日は、2019年12月1日からです。初度検査の際に自動車検査証の交付を受けた「月日」に関係なく、**当該交付年から13年経過した年の12月1日以後に受ける検査**から適用されます。

※「18年経過」の考え方も同様。

※ 離島に使用の本拠の位置を有する自動車については、①にあつては13年(18年)を経過する月の前月から、②にあつては13年(18年)を経過した年の11月から適用されます。

# 2019年5月1日からの自動車重量税の税額表

## <継続検査等時における自動車重量税の税額>

【初回継続検査が免税となる車両について】

新車新規登録等で免税を受けた次世代自動車(※)、もしくは平成32年度燃費基準+90%以上を達成している車両。

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車

### 1. 乗用車

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	2年自家用					1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
0.5ト以下	免税	5,000	8,200	11,400	12,600	免税	2,500	4,100	5,700	6,300	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
~1		10,000	16,400	22,800	25,200		5,000	8,200	11,400	12,600		5,000	5,200	5,400	5,600
~1.5		15,000	24,600	34,200	37,800		7,500	12,300	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400
~2		20,000	32,800	45,600	50,400		10,000	16,400	22,800	25,200		10,000	10,400	10,800	11,200
~2.5		25,000	41,000	57,000	63,000		12,500	20,500	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000
~3		30,000	49,200	68,400	75,600		15,000	24,600	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800

### 2. 特種用途車

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	2年自家用					1年自家用					2年事業用					1年事業用				
	エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
1ト以下	免税	5,000	8,200	11,400	12,600	免税	2,500	4,100	5,700	6,300	免税	5,000	5,200	5,400	5,600	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
~2		10,000	16,400	22,800	25,200		5,000	8,200	11,400	12,600		10,000	10,400	10,800	11,200		5,000	5,200	5,400	5,600
~3		15,000	24,600	34,200	37,800		7,500	12,300	17,100	18,900		15,000	15,600	16,200	16,800		7,500	7,800	8,100	8,400
~4		20,000	32,800	45,600	50,400		10,000	16,400	22,800	25,200		20,000	20,800	21,600	22,400		10,000	10,400	10,800	11,200
~5		25,000	41,000	57,000	63,000		12,500	20,500	28,500	31,500		25,000	26,000	27,000	28,000		12,500	13,000	13,500	14,000
~6		30,000	49,200	68,400	75,600		15,000	24,600	34,200	37,800		30,000	31,200	32,400	33,600		15,000	15,600	16,200	16,800
~7		35,000	57,400	79,800	88,200		17,500	28,700	39,900	44,100		35,000	36,400	37,800	39,200		17,500	18,200	18,900	19,600
~8		40,000	65,600	91,200	100,800		20,000	32,800	45,600	50,400		40,000	41,600	43,200	44,800		20,000	20,800	21,600	22,400
~9		45,000	73,800	102,600	113,400		22,500	36,900	51,300	56,700		45,000	46,800	48,600	50,400		22,500	23,400	24,300	25,200
~10		50,000	82,000	114,000	126,000		25,000	41,000	57,000	63,000		50,000	52,000	54,000	56,000		25,000	26,000	27,000	28,000
~11		55,000	90,200	125,400	138,600		27,500	45,100	62,700	69,300		55,000	57,200	59,400	61,600		27,500	28,600	29,700	30,800
~12		60,000	98,400	136,800	151,200		30,000	49,200	68,400	75,600		60,000	62,400	64,800	67,200		30,000	31,200	32,400	33,600
~13		65,000	106,600	148,200	163,800		32,500	53,300	74,100	81,900		65,000	67,600	70,200	72,800		32,500	33,800	35,100	36,400
~14		70,000	114,800	159,600	176,400		35,000	57,400	79,800	88,200		70,000	72,800	75,600	78,400		35,000	36,400	37,800	39,200
~15		75,000	123,000	171,000	189,000		37,500	61,500	85,500	94,500		75,000	78,000	81,000	84,000		37,500	39,000	40,500	42,000
~16		80,000	131,200	182,400	201,600		40,000	65,600	91,200	100,800		80,000	83,200	86,400	89,600		40,000	41,600	43,200	44,800
~17		85,000	139,400	193,800	214,200		42,500	69,700	96,900	107,100		85,000	88,400	91,800	95,200		42,500	44,200	45,900	47,600
~18		90,000	147,600	205,200	226,800		45,000	73,800	102,600	113,400		90,000	93,600	97,200	100,800		45,000	46,800	48,600	50,400
~19		95,000	155,800	216,600	239,400		47,500	77,900	108,300	119,700		95,000	98,800	102,600	106,400		47,500	49,400	51,300	53,200
~20		100,000	164,000	228,000	252,000		50,000	82,000	114,000	126,000		100,000	104,000	108,000	112,000		50,000	52,000	54,000	56,000
~21		105,000	172,200	239,400	264,600		52,500	86,100	119,700	132,300		105,000	109,200	113,400	117,600		52,500	54,600	56,700	58,800
~22		110,000	180,400	250,800	277,200		55,000	90,200	125,400	138,600		110,000	114,400	118,800	123,200		55,000	57,200	59,400	61,600
~23		115,000	188,600	262,200	289,800		57,500	94,300	131,100	144,900		115,000	119,600	124,200	128,800		57,500	59,800	62,100	64,400
~24		120,000	196,800	273,600	302,400		60,000	98,400	136,800	151,200		120,000	124,800	129,600	134,400		60,000	62,400	64,800	67,200
~25		125,000	205,000	285,000	315,000		62,500	102,500	142,500	157,500		125,000	130,000	135,000	140,000		62,500	65,000	67,500	70,000

### 3. トラック(車両総重量8トン未満)

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
1ト以下	免税	2,500	3,300	4,100	4,400	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
~2		5,000	6,600	8,200	8,800		5,000	5,200	5,400	5,600
~2.5		7,500	9,900	12,300	13,200		7,500	7,800	8,100	8,400
~3		7,500	12,300	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400
~4		10,000	16,400	22,800	25,200		10,000	10,400	10,800	11,200
~5		12,500	20,500	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000
~6		15,000	24,600	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800
~7		17,500	28,700	39,900	44,100		17,500	18,200	18,900	19,600
~8	20,000	32,800	45,600	50,400	20,000	20,800	21,600	22,400		

# 2019年5月1日からの自動車重量税の税額表

## <継続検査等時における自動車重量税税額>

【初回継続検査が免税となる車両について】

新車新規登録等で免税を受けた次世代自動車(※)、もしくは平成32年度燃費基準+90%以上を達成している車両。

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車

### 4. バス、トラック(トラックは車両総重量8トンから適用)

(表中の税額単位:円)

区分 車両 総重量	1年自家用					1年事業用				
	エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
1トン以下	免税	2,500	4,100	5,700	6,300	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
~2		5,000	8,200	11,400	12,600		5,000	5,200	5,400	5,600
~3		7,500	12,300	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400
~4		10,000	16,400	22,800	25,200		10,000	10,400	10,800	11,200
~5		12,500	20,500	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000
~6		15,000	24,600	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800
~7		17,500	28,700	39,900	44,100		17,500	18,200	18,900	19,600
~8		20,000	32,800	45,600	50,400		20,000	20,800	21,600	22,400
~9		22,500	36,900	51,300	56,700		22,500	23,400	24,300	25,200
~10		25,000	41,000	57,000	63,000		25,000	26,000	27,000	28,000
~11		27,500	45,100	62,700	69,300		27,500	28,600	29,700	30,800
~12		30,000	49,200	68,400	75,600		30,000	31,200	32,400	33,600
~13		32,500	53,300	74,100	81,900		32,500	33,800	35,100	36,400
~14		35,000	57,400	79,800	88,200		35,000	36,400	37,800	39,200
~15		37,500	61,500	85,500	94,500		37,500	39,000	40,500	42,000
~16		40,000	65,600	91,200	100,800		40,000	41,600	43,200	44,800
~17		42,500	69,700	96,900	107,100		42,500	44,200	45,900	47,600
~18		45,000	73,800	102,600	113,400		45,000	46,800	48,600	50,400
~19		47,500	77,900	108,300	119,700		47,500	49,400	51,300	53,200
~20		50,000	82,000	114,000	126,000		50,000	52,000	54,000	56,000
~21		52,500	86,100	119,700	132,300		52,500	54,600	56,700	58,800
~22		55,000	90,200	125,400	138,600		55,000	57,200	59,400	61,600
~23		57,500	94,300	131,100	144,900		57,500	59,800	62,100	64,400
~24		60,000	98,400	136,800	151,200		60,000	62,400	64,800	67,200
~25		62,500	102,500	142,500	157,500		62,500	65,000	67,500	70,000
~26		65,000	106,600	148,200	163,800		65,000	67,600	70,200	72,800
~27		67,500	110,700	153,900	170,100		67,500	70,200	72,900	75,600
~28		70,000	114,800	159,600	176,400		70,000	72,800	75,600	78,400
~29		72,500	118,900	165,300	182,700		72,500	75,400	78,300	81,200
~30		75,000	123,000	171,000	189,000		75,000	78,000	81,000	84,000

### 5. 検査対象軽自動車(二輪を除く)

(表中の税額単位:円)

	2年自家用					2年事業用				
	エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外			エコカー	エコカー (本則税率)	エコカー外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
	免税	5,000	6,600	8,200	8,800	免税	5,000	5,200	5,400	5,600

### 6. 小型二輪車

(表中の税額単位:円)

	2年自家用			1年自家用			2年事業用		
	右以外	13年経過	18年経過	右以外	13年経過	18年経過	右以外	13年経過	18年経過
		3,800	4,600	5,000	1,900	2,300	2,500	3,000	3,200

エコカー減税対象外

# エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）の概要

〔適用期間〕 ・自動車取得税(取得税)：2019年4月1日～2019年9月30日

・自動車重量税(重量税)：2019年5月1日～2021年4月30日

〔適用内容〕 ・減税対象車について、適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、特例措置が適用(1回限り)

※1 新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税。  
(車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。)

※2 新車新規登録時免税を受けた令和2年度燃費基準+90%以上を達成している車両については、初回継続検査時等も免税。  
(車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。)

## 1. 乗用車

対象・要件等		税目		特例措置の内容					
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 (平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合の乗用車)		取得税		非課税					
		重量税	新車新規検査	免税※1					
	燃費性能 排出ガス性能			令和2年度燃費基準					
				達成	+10%	+20%	+30%	+40%～	+90%～
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	取得税		20%軽減	25%軽減	50%軽減		非課税	
		重量税	新車新規検査	25%軽減		50%軽減		免税※2	

注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

## 2. 軽量車(車両総重量2.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等		税目		特例措置の内容					
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		取得税		非課税					
		重量税	新車新規検査	免税※1					
	燃費性能 排出ガス性能			平成27年度燃費基準					
				+5%	+10%	+15%	+20%	+25%～	
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	取得税		20%軽減	40%軽減	60%軽減	80%軽減	非課税	
		重量税	新車新規検査	25%軽減		50%軽減	75%軽減	免税	

### 3. 中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		取得税		非課税		
		重量税	新車新規検査	免税※1		
燃費性能 排出ガス性能				平成27年度燃費基準		
				+5%	+10%	+15%～
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	取得税		50%軽減	75%軽減	非課税
		重量税	新車新規検査			免税
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	取得税		エコカー対象外	50%軽減	75%軽減
		重量税	新車新規検査			
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	取得税		50%軽減	75%軽減	非課税
		重量税	新車新規検査			免税
	平成21年排出ガス規制適合	取得税		エコカー対象外	50%軽減	75%軽減
		重量税	新車新規検査			

### 4. 重量車(車両総重量3.5t超のバス・トラック)

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		取得税		非課税		
		重量税	新車新規検査	免税※1		
燃費性能 排出ガス性能				平成27年度燃費基準		
				+5%	+10%	+15%～
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成28年排出ガス規制適合	取得税		50%軽減	75%軽減	非課税
		重量税	新車新規検査			免税

## 中古車特例（自動車取得税）の概要

〔適用期間〕 ・自動車取得税（取得税）：2019年4月1日～2019年9月30日

〔適用内容〕 ・適用期間中に新車新規登録等を受けるもの以外の車であって減税対象車を取得する場合に限り、特例措置が適用

### 1. 乗用車

対象・要件等		特例措置の内容						
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> <li>クリーンディーゼル乗用車</li> </ul> <small>（平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合）</small>		取得価額から45万円控除						
		令和2年度燃費基準						
		燃費性能	達成	+10%	+20%	+30%	+40%	+50%
排出ガス性能								
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）		平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	取得価額 から 5万円控除	取得価額 から 15万円控除	取得価額 から 25万円控除	取得価額 から 35万円控除	取得価額 から 45万円控除	

【令和2年度燃費基準への読み替え】

令和2年度燃費基準	達成	+10%	+20%	+30%	+40%
平成22年度燃費基準	+50%	+65%	+80%	+95%	+110%

注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

### 2. 軽量車（車両総重量2.5t以下のバス・トラック）

対象・要件等		特例措置の内容					
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		取得価額から45万円控除					
		平成27年度燃費基準					
		燃費性能	+5%	+10%	+15%	+20%	+25%
排出ガス性能							
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）		平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	取得価額 から 5万円控除	取得価額 から 15万円控除	取得価額 から 25万円控除	取得価額 から 35万円控除	取得価額 から 45万円控除

【平成27年度燃費基準への読み替え】

平成27年度燃費基準	+5%	+10%	+15%	+20%	+25%
平成22年度燃費基準	+32%	+38%	+44%	50%	57%

### 3. 中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等		特例措置の内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> (平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		取得価額から45万円控除			
	燃費性能	平成27年度燃費基準			
	排出ガス性能	達成	+5%	+10%	+15%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	取得価額から 15万円控除	取得価額から 25万円控除	取得価額から 35万円控除	取得価額から 45万円控除
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	中古車特例 対象外	取得価額から 15万円控除	取得価額から 25万円控除	取得価額から 35万円控除

### 4. 重量車(車両総重量3.5t超のバス・トラック)

対象・要件等		特例措置の内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> (平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減) <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		取得価額から45万円控除			
	燃費性能	平成27年度燃費基準			
	排出ガス性能	達成	+5%	+10%	+15%
ディーゼル車 (ハイブリッド車のみ)	平成21年排出ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成28年排出ガス規制適合	取得価額から 15万円控除	取得価額から 25万円控除	取得価額から 35万円控除	取得価額から 45万円控除

## 自動車税のグリーン化特例の概要

### ○ 軽 課

〔適用期間〕 ・2019年4月1日～2021年3月31日

〔適用内容〕 ・適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

対象・要件等				特例措置の内容
乗用車(※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> <li>クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合)</li> </ul>			概ね75%軽減
	ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	排出ガス性能	燃費性能	
		平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	令和2年度燃費基準+30%達成	概ね75%軽減
			令和2年度燃費基準+10%達成	概ね50%軽減
重量車等 (バス・トラック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>			概ね75%軽減

※1 自家用乗用車については、2021年度及び2022年度は適用対象を電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車に限定。

注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

### ○ 重 課

〔適用内容〕 ・新車新規登録等から一定期間経過した自動車(※2) : 概ね15%重課(※3)

- ・ガソリン車、LPG車 : 13年超
- ・ディーゼル車 : 11年超

※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外

※3 バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、概ね10%重課

## 軽自動車税のグリーン化特例の概要

### ○ 軽課

〔適用期間〕 2019年4月1日～2021年3月31日

〔適用内容〕 適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合には限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

対象・要件等				特例措置の内容
乗用車(※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</li> </ul>			概ね75%軽減
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	排出ガス性能	燃費性能	
			令和2年度燃費基準+30%達成	概ね50%軽減
		平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	令和2年度燃費基準+10%達成	概ね25%軽減
軽貨物車	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</li> </ul>			概ね75%軽減
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	排出ガス性能	燃費性能	
			平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減
		平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減

※1 自家用軽乗用車については、2021年度及び2022年度は適用対象を電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車に限定。

注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

### ○ 重課

〔適用内容〕 初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車(※2)：概ね20%重課

※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く

# 環境性能割の概要

〔適用期間〕 ・2019年10月1日～2021年3月31日

〔適用内容〕 ・上記の期間中に車両を取得した場合に、車両の取得価額に対して環境性能に応じた税率を課税。

※ 2019年10月1日～2020年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(軽自動車を含む)については、税率を1%分軽減する。

## 1. 乗用車(登録車)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容						
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> <li>クリーンディーゼル乗用車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合の乗用車)</small>		自家用 及び 営業用	非課税						
	燃費性能 排出ガス性能		平成27年度燃費基準				令和2年度燃費基準		
			未達成	達成	+5%	+10%~	達成	+10%	+20%~
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	3%				2%	1%	非課税
		営業用	2%		1%	0.5%	非課税		

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

## 2. 乗用車(軽自動車)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容						
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small>		自家用 及び 営業用	非課税						
	燃費性能 排出ガス性能		平成27年度燃費基準				令和2年度燃費基準		
			未達成	達成	+5%	+10%~	達成	+10%	+20%~
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%				1%	非課税	
		営業用	2%		1%	0.5%	非課税		

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

### 【平成27年度燃費基準への読み替え】

平成27年度燃費基準	+10%	+20%
↑		
平成22年度燃費基準	+38%	+50%

### 【令和2年度燃費基準への読み替え】

令和2年度燃費基準	達成	+10%	+20%
↑			
平成22年度燃費基準	+50%	+65%	+80%

注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

### 3. 軽量車(車両総重量2.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容					
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		自家用 及び 営業用	非課税					
	燃費性能		平成27年度燃費基準					
	排出ガス性能		未達成	達成	+5%	+10%	+15%	+20%~
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用(登録車)	3%		2%		1%	非課税
		自家用(軽自動車)	2%				1%	非課税
		営業用 (登録車及び軽自動車)	2%		1%		0.5%	非課税

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。(軽自動車については一律2%が適用される。)

#### 【平成27年度燃費基準への読み替え】

平成27年度燃費基準	+10%	+15%	+20%
------------	------	------	------



平成22年度燃費基準	+38%	+44%	+50%
------------	------	------	------

### 4. 中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容					
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		自家用 及び 営業用	非課税					
	燃費性能		平成27年度燃費基準					
	排出ガス性能		未達成	達成	+5%	+10%	+15%~	
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	3%	2%	1%	非課税		
		営業用	2%	1%	0.5%	非課税		
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	自家用	3%		2%	1%	非課税	
		営業用	2%		1%	0.5%	非課税	
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	自家用	3%	2%	1%	非課税		
		営業用	2%	1%	0.5%	非課税		
	平成21年排出ガス規制適合	自家用	3%		2%	1%	非課税	
		営業用	2%		1%	0.5%	非課税	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

### 5. 重量車(車両総重量3.5t超のバス・トラック)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容					
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul> <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>		自家用 及び 営業用	非課税					
	燃費性能		平成27年度燃費基準					
	排出ガス性能		未達成	達成	+5%	+10%	+15%~	
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成28年排出ガス規制適合	自家用	3%	2%	1%	非課税		
		営業用	2%	1%	0.5%	非課税		
	平成21年排出ガス規制適合	自家用	3%		2%	1%	非課税	
		営業用	2%		1%	0.5%	非課税	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

# 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長 (自動車取得税・自動車税)

衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載したトラック・バスについて、自動車取得税の特例措置を延長する。

## 施策の背景

- 「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月)において平成32年までに死者数を2,500人以下とする政府目標が掲げられている中、平成29年の交通事故死者数は3,694人となっており、更なる取組みの強化が必要。特に関越自動車道における高速ツアーバス事故(平成24年4月)、軽井沢スキーバス事故(平成28年1月)に見られるように、大型車両は事故発生時の被害が大きくなりやすい。
- ドライバーの安全運転を支援する「先進安全技術」には、高い事故防止・被害軽減効果が期待されるため、トラック・バスの先進安全技術の基準化・義務化を進めているが、装置価格が高く事業者の負担が大きいことから、義務化までの間、税制特例を講じることにより、装置の早期普及を促進する必要がある。

### ①衝突被害軽減ブレーキ

前方の障害物との衝突を予測して警報するとともに、ブレーキを制御する。

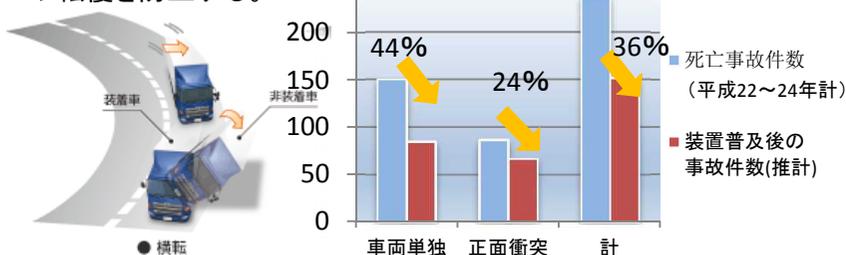


	死亡事故	負傷事故
全事故件数	4,863件	894,281件
事故低減効果	350件 (7.2%)	51,241件 (5.7%)

※平成22年の全車種区分の事故件数より試算

### ②車両安定性制御装置

車両の横滑りの状況に応じて、ブレーキやアクセルを制御し、横滑りや転覆を防止する。



### ③車線逸脱警報装置

車のカメラが車線の位置を認識して、自動車が車線からはみ出しそうになった場合や、はみ出した場合に、音や警告灯等でドライバーに注意を促す。

	死亡事故	負傷事故
全事故件数	4,773件	731,915件
事故低減効果	165件 (3.5%)	4,838件 (0.7%)



※平成21年の全車種区分の事故件数より試算

## 要望の結果

### 特例措置の内容

対象車両	対象装置 (装置の搭載義務化前のものに限る)	取得価額からの控除額
トラック・バス	①衝突被害軽減ブレーキ	350万円控除
	②車両安定性制御装置	
	③車線逸脱警報装置	175万円控除
	複数装置装着	最大525万円控除

## 結果

現行の措置を2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。  
(自動車取得税の廃止後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置)

# バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長

(自動車重量税・自動車取得税・自動車税)

- ・ バリアフリー法が改正され、貸切バスがバリアフリー化の対象に追加されたことから、特例措置の対象に貸切バス事業者が導入するノンステップバス及びリフト付きバスを追加する。
- ・ バリアフリー車両に係る自動車取得税の特例措置を延長する。

## 施策の背景

高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現や、東京オリンピック・パラリンピックの円滑な実施に向けて、バリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある。

## 施策の目標

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における目標(平成32年度末)

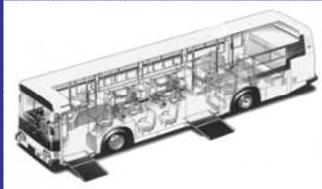
乗合バス	タクシー
ノンステップバス:約70%[平成28年度末:53.3%]	福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む):約28,000台 [平成28年度末:15,128台]
リフト付きバス等:約25%[平成28年度末:6.0%]	

## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### 具体例

#### ノンステップバス



#### リフト付きバス(乗車定員30人以上)



#### リフト付きバス(乗車定員30人未満)



#### ユニバーサルデザインタクシー



#### 対象事業者

「乗合バス事業者」及び「貸切バス事業者(追加)」

「タクシー事業者」

#### 自動車重量税

初回分を免税

#### 自動車取得税

取得価額から  
1,000万円を控除

取得価額から  
650万円を控除

取得価額から  
200万円を控除

取得価額から  
100万円を控除

## 結果

- ・ バリアフリー車両に係る特例措置の対象に貸切バス事業者が導入するノンステップバス及びリフト付きバスを追加する。
- ・ バリアフリー車両に係る自動車取得税の特例措置を2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。  
(自動車取得税の廃止後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置)

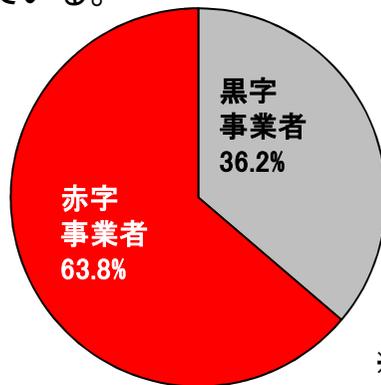
# 都道府県の条例に定める乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長 (自動車取得税)

地域住民の日常生活に不可欠な足としてバス路線を維持し、公共的使命を果たすとともに、高齢者や障害者をはじめとする誰もがアクセスしやすい公共交通機関としての役割の維持や環境にやさしい交通体系の構築を促進するためには、**老朽化した乗合バス車両の早期代替が重要**である。

・輸送人員の減少 ・景気低迷 ・燃料価格の高止まり 等  
⇒**バス事業者の経営は厳しい状況**

## 乗合バス事業者の収支状況

乗合バス事業者の**6割強**が赤字事業者となっている。



※平成28年度



車両  
代替  
を促進



車両価格1,700万円の場合  
自動車取得税【減税額】約31万円

路線維持

バリアフリー化

環境性能向上

## 要望の結果

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線（住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの）の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を令和3年3月31日まで延長する。（自動車取得税の廃止後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置）